

登 錄 版 權

BULLETIN

DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第六號

明治二十一年十月二十日發兌

大日本監獄協會

(遞信省認可)

明治廿一年五月三日版權登錄
 明治廿一年九月十四日印刷
 明治廿一年九月十五日出版

庶務補佐員	正員	柳澤勇喜
庶務補佐員	正員	小林益三郎
庶務補佐員	正員	飯島美敬
出版主任	正員	寺井宗平

發行兼編輯者

東京本郷區兩門町十二番地寄留

深井鑑一郎

印刷人

東京淺草區並木町二十二番地寄留

寺井宗平

發行所

東京本郷區弓町壹丁目二十一番地

大日本監獄協會假事務所

(東京並木活版所印行)

大日本監獄協會雜誌第六號

明治廿一年十月二十日發行

會 告

會費ハ自今左の名宛を以て御送附相成度此の段正員各位に廣告致し候事

送金書狀宛名

東京集治監官舎

郵便爲替振込み先き

東京千住南組

石 澤 謹 吾

千 住 郵 便 局

官 報

自明治二十一年九月一日
至明治二十一年九月三十日

● 内務省訓令第十八號

警視廳 府 縣 北海道廳、東京府、
假留監 沖繩縣ヲ除ク

明治十七年七月常省乙第三十號達聯合地方區分中東京假留監聯合地方茨城縣ヲ宮城假留監聯合地方ニ改ム

明治二十一年九月十七日

内務大臣伯耆山縣有朋

● 內務省訓令第十九號

明治十七年本省乙第二十九號達ニ據リ集治監ニ入ルヘキ囚徒ニシテ府縣獄ニ在ル者ノ費用トシテ交付スル金額ハ府縣會ノ議決ヲ經地方稅ノ收入支出ニ編入スルコトヲ得

明治二十一年九月二十九日

內務大臣 伯爵 山縣 有朋

● 辭令

陸軍三等軍醫 久貝 周 六

補熊本衛戍監獄署醫官(八月陸軍省)

● 監獄會 福岡縣第二部監獄課ニ於テハ八月二十日各監獄上席書記、看守長ヲ召集シ同縣衛生法其他獄務ニ關シタル事項ヲ協議シ同二十二日閉會セリ

● 長崎縣監獄ノ景況 本年上半期間ニ於ケル長崎縣各監獄ノ景況ヲ取調ヘタルニ入監者總數二千五十三人ニノ内未決者七百五十九人、既決囚二千二百九十四人之ヲ前半期ニ比スレハ未決者ニ於テ三十八人ヲ減シ既決囚ニ於テ百二人ヲ増シ差引六十四人ヲ増ス又六月三十日ノ現員ハ八百四十九人ニシテ内未決者百十六人、既決囚七百三十三人之ヲ前半期末日ノ現員ニ比スレハ未決者ニ於テ三十九人、既決囚ニ於テ九十三人、合計百三十二人ヲ増加セリ又右既決受刑者ノ犯數ヲ區別スレハ初犯千人、再犯二百九十四人ニシテ受刑者千人ニ對シ再犯者二百二十七人強ノ割合ナリ而シテ其罪質ハ竊盜、賭博、監視違犯等最モ多キヲ占ム又本期間ニ於テ獄則ヲ謹守シ悔悟歸善ノ狀著シク假出獄ヲ許レシ者三人、特赦ヲ受ケシ者七人、賞表ヲ得シ者六十七人之ヲ前半期ニ比スレハ假出獄ニ

警 視 廳

府 縣 沖繩縣

ヲ除ク

● 內務省訓令第十九號

明治十七年本省乙第二十九號達ニ據リ集治監ニ入ルヘキ囚徒ニシテ府縣獄ニ在ル者ノ費用トシテ交付スル金額ハ府縣會ノ議決ヲ經地方稅ノ收入支出ニ編入スルコトヲ得

明治二十一年九月二十九日

內務大臣 伯爵 山縣 有朋

● 辭令

陸軍三等軍醫 久貝 周 六

補熊本衛戍監獄署醫官(八月陸軍省)

● 監獄會 福岡縣第二部監獄課ニ於テハ八月二十日各監獄上席書記、看守長ヲ召集シ同縣衛生法其他獄務ニ關シタル事項ヲ協議シ同二十二日閉會セリ

● 長崎縣監獄ノ景況 本年上半期間ニ於ケル長崎縣各監獄ノ景況ヲ取調ヘタルニ入監者總數二千五十三人ニノ内未決者七百五十九人、既決囚二千二百九十四人之ヲ前半期ニ比スレハ未決者ニ於テ三十八人ヲ減シ既決囚ニ於テ百二人ヲ増シ差引六十四人ヲ増ス又六月三十日ノ現員ハ八百四十九人ニシテ内未決者百十六人、既決囚七百三十三人之ヲ前半期末日ノ現員ニ比スレハ未決者ニ於テ三十九人、既決囚ニ於テ九十三人、合計百三十二人ヲ増加セリ又右既決受刑者ノ犯數ヲ區別スレハ初犯千人、再犯二百九十四人ニシテ受刑者千人ニ對シ再犯者二百二十七人強ノ割合ナリ而シテ其罪質ハ竊盜、賭博、監視違犯等最モ多キヲ占ム又本期間ニ於テ獄則ヲ謹守シ悔悟歸善ノ狀著シク假出獄ヲ許レシ者三人、特赦ヲ受ケシ者七人、賞表ヲ得シ者六十七人之ヲ前半期ニ比スレハ假出獄ニ

於テ一人、特赦ニ於テ七人、賞表ニ於テ十三人ヲ増加セリ

● 出火 八月二十三日午後六時三十分鹿兒嶋縣監獄附屬鹿兒島郡長田町鹿兒島監獄工業場第二傘工場ヨリ出火シ工場四棟、事務所一棟、板倉一棟、交番所三ヶ所、門一基、製造品販賣所一棟及附屬建物等惣テ焼失ス消防ノ爲メ家屋ヲ破損セシハ大林區署外八戸ナリシカ右ニ付キ消防夫薄傷セシノミニテ人畜ノ死傷ナシ其原因ハ累積シタル桐油紙ヨリ發火シ他ニ延燒セス同七時ニ鎮火セリ

論 說

本欄ハ諸氏の寄稿又ハ起稿中一部の論說と認めたるものを掲ぐ但し説の當否ハ固より編者其の責ニ任せず

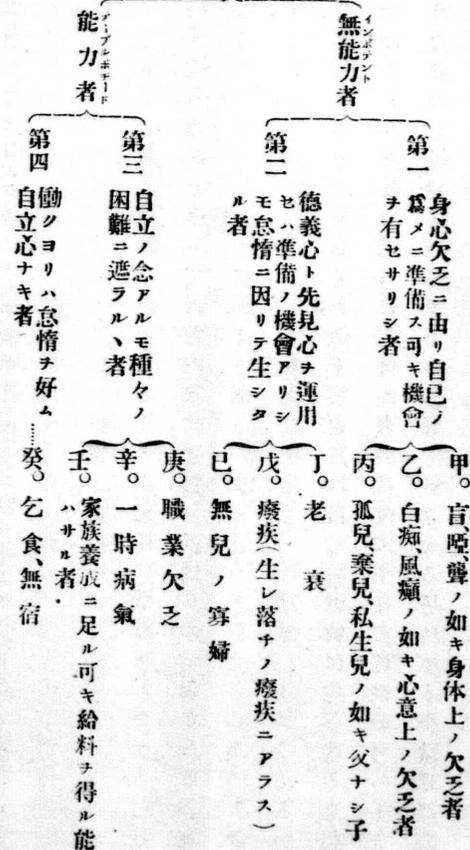
○ 貧民の源因及び貧民救助法の主義 (第四號の續き)

東京專門學校 政學部得業生

伊藤鐵次郎寄稿 東京

第二、一個人的の源因ハ社會に關係なく全く貧者其れ自らカニ社會に生存するを得可き身心上の能力を欠きたるか又ハ貧者自からカ社會に生存す可き教育の不充分なるか又ハ貧者自からの一時の事情よりして生ずるものは是れなり今歐米諸國の例に由りて之れを分類するときハ左の如し

一個人的ノ源因



先づ概畧以上の圖表の如し而して此の如き源因より起る貧民の毫も社會に關係なきこと知る可し故に仮令ハ政府が貧民増加の源因を貨幣制度に歸して之れを改良したりとて社會的の貧民の減少するを得れとも一個人的の源因までも減

殺すること能はざるなり

第三天災地妖ハ貧民の源因たること明なり彼の恐る可き饑饉の如きも或る統計家の言に因れハ大抵三四十年目に一回もありと云へり其の他火災暴風地震洪水の如き甚しきに至りてハ一國をして衰弱せしむること少なからず斯る源因ハ貧民増加の結果を生ぜざることある可からず而して此の源因ハ以上の二源因とハ確然分離して混同せらる可からず何となれハ社會上富財の偏重せりとして天災地妖の起るものにあらす一個人能力欠点ありとて天災地妖に關係なし要するに社會外部の要素カ非常の變動を起して社會内部に影響を及ぼすの結果たる可き也夫れ然リ貧民なる者ハ以上三箇の源因より來るか故に其の救正法も亦源因に依りて特異あらざる可からず故に若し一國貧民にして多分に増加して其の源因か財の一方に偏するにあることを知らハ政府の之れに臨むに社會的の手段を以てせざる可からず仮令ハ不換紙幣増發に因りて貧民の増加するの傾向あることを知らハ政府ハ不換紙幣を適當に減却するの方策を施さざる可からず國債増加の爲めに貧民増加することを知らハ之れに臨むに適當の政畧を以てせざる可から

す中央集權に由りて地方に貧民の増加することを知らず即ち地方分權の政略を以て之れを矯正せざる可からず然るに斯る社會的の貧民を消滅せんか爲めに彼の所謂貧民救助法なるものを適用せんとするに於ては余輩實に其の愚を笑はざる可からず啻に救助し能はざるのみならず、さなきに懶怠心を催せる人間をして益々貧民たらしめ貧民救助法の貧民を造成するの機關たるに過ぎざるなり然れども此の理由あるか故に貧民救助法を廢せよとの斷言する能はざるなり何となれは貧民の必ずしも社會的の源因より生ずるものにわらず一個人より起るものあればあり夫れ不換紙幣増發に因りて生したる貧民の不換紙幣消滅せし忽ち減少せん租税重苛に因りて生したる貧民の租税輕減に因りて消滅せん然れども之れと同時に盲目、啞聲、不良少年、孤兒、私生兒を減滅する能はざるなり普通の教育なき自立心を欠きたる怠慢者を除く能はざるなり白痴、風癩者之を治する能はざるなり老者、寡婦之れを絶たす能はざるなり是れを貧民救助法の歐米諸國に存在する所以なりとす

第三の源因たる天災、地妖に至りては是れ偶然に起るところの現象にして常に生

するところの貧民と同一に論す可からず故に其の主義たる常に生ずるものと異ならざるを得ず、されば之れを論することの暫く他日に譲りて今より本題目たる貧民救助法の主義を述べんとす

然らば貧民救助法の主義とい何ぞ之れを論明せされば恐らくは反對論者を消滅せしむる能はざるなり何となれば一個人のより起る貧民も之れを救助するに及ばず之れを救助するとき却て貧者を増加するの結果ありと言ふの議論大に其の勢を逞ふすべしなり貧民救助法排斥家の泰斗たる「マルサス」氏の會て謂らく「余は常に思ふ若し貧民救助法にして曾つて我國に存在せざりしなれば、假令多少の極窮者ありとするも今日の如く莫大ならざる可しと要するに氏の論は經濟的の論にして從來及び現在の貧民救助法が經濟上に害あるか故に之れを廢すべしと云ふに過ぎざるなり如何にも經濟的の單純なる思想を以て之れを觀察すれば從來及び現今諸國の貧民救助法の多少貧民を増加せしむるの結果なしと云ふ可からず然れども社會的の事物は單に經濟的より論すべからざるを如何にせん且つ夫れ從來及び現今の制度か不可ありとて直ちに之れを廢せよとい豈に大早計の

論にあらすや夫れ暗澹たる中古時代は於て奚そ今日に一瞬千里の電信蒸氣あるを知らんや要するに貧民救助法の廢棄す可からざる理由の明々亮々として又動かす能はず然れとも其の方法手段の未だ完全せざるか故に却て惡果を招くに至るなり然れとも奚そ將來其の完全することあるを知らんや論者試に之れを思へ老衰饑餓凍餒に迫り將さに死せんとする貧民あるを顧みずして租税の徵收を脅迫し高大なる殿宇を作り或ハ外國と戦うを得可きや、父なく母なく途頭に棄てられたる孤兒を見殺しにせずとを得可きや、又白痴風癲者、盲啞聾者か其の身体上の欠点より殘刻なる飢寒に迫られ居るを傍觀することを得可きや、或ハ彼の正當なる父なく或ハ父母の欠乏の爲め教育不完全にして、將來社會を害せんとする不良少年を見捨て、可なる可き乎、或ハ之れに普通なる感化教育を與へずして他日社會を害したりとて之れを罰するを得可き乎、吾人の苟くも此の文明世界に生れ普通の教育ある國民の爲に能とさるところたることを知る也抑も社會の進歩の單に一部の進歩を以て得可からず又一部を進歩せしむる能とさる者なり假令ハ商業の進歩ハ即ち政治、法律、道德、農業、工業、技術文學其の他社會

一般の事物の進歩あり政治、法律以下社會一般の事物の進歩すれハ商業獨り進歩せざる能はず而して進歩の關鎖となる者ハ即ち道德なりと云はざるへからず見よや經濟的論者よ人民信用を重し相欺かず寛大相納るもの道德心なくんハ奚んを商業の發達を見んや人民廉耻を重し自立する能はざるの耻す可きを知らざるに於てハ如何にして農業、工業、商業、伎術文學と進歩せしむるを得んや民智の度、發育して社會交際の必要を感し自己の爲め國家の爲め我業を勵み万民共に幸福を得んと欲するの意志なくんハ何を以て社會の進歩を見る可きや況んや代議政体をや自己の意志を以て自己を制する所以の法律をや嗚呼道德心の實に立國の基礎なり社會改良の根本なり豈に之れを忽にして可ならんや

夫れ心性ハ快に就き苦を去らんとするものなり故に未だ經驗なき智識なき人類に於てハ何を以て乎草々汲々として職業を營むの苦を取らんや必ずや他人の勞働して得たる結果を奪ひ來りて以て己れの用をなし其の樂を取る可き也されハ大古野蠻の世の中におりてハ人々互に争闘をなし劫掠奪奪して而して止む能はざりしにあらすや然れとも經驗ハ更らに經驗に重なり層々相積んで順次子孫に

遺傳し漸く社會を結成するに及んで愛に愛他心なる者なからざる可からざるに至れり即ち自己の苦樂を以て他人の苦樂を推測するところの所謂同情の念を生ずるに至る更に歩を進むるときは自己に關せず他人に關せず只に抽象的の觀念を愛して之れを貫通せんとするに至る即ち廉耻、正直、眞理の如き觀念を愛して止まざるあり人民にして廉耻を重んじ正直を尊ぶに至れり自己の爲め、社會の爲め自立せざる可からざるの義務を感じて止まざるなり各人自立せざる可からざるの義務を感じたるか故に或は農業に勵み或は工業をなし或は商業に従事し或は前世未發の大發明をなし或は眞理の研究を志し社會をして進歩して止まざらしめんとす

夫れ然り然らば十九世紀の文明社會は如何なる人類を以て組織するや吾人の決して單に私利に汲々たる野蠻人種の集合ありと云ふ能はず彼の自己を愛し、社會を愛するどころの自立心に富める文明種族に不ずして何ぞ果して然り故に此の自立心ある文明種族は同情同感の情緒に富めるの種族たらざる可からず、愛他心の充實せる種族ならざる可からず、然るに何を以て乎身心欠乏、教育不足其の他一

個人的の源因よりして自立する能はざるの爲めに飢寒困苦に沈淪するの同類を傍觀するを得へき乎否如何にするとも能はざるあり是れ即ち歐米文明諸國の銳意尽力する所以なりとす

余輩は彼の貧民救助法を無要なりと云ふの論者の言を信する能はざるなり何となれり彼の論者は常に代議政体の必要を説き常備軍の設置を默可すれりなり夫れ代議政体なる者の只私利に汲々として社會を思はず法律に之れ觸れざらんとする社會に行へる可き乎否人民にして廉耻心に富み愛他心に切に自主自立の念、盛なるの社會にあらざれば行はれざる也假令行へるも眞の代議制度にあらざして徒らに弊害を社會に讓すの制度たるのみ常備軍なるものも自己の一身を捨て國家の利益を思ふの廉耻心に富めるの人民にあらざれば眞に行はれざるあり貧民救助法も同じく社會を思ふの同情の情緒より發生したるものなり然るに前兩者のみは文明社會に行へるを許し後者は之れを排斥するを果して何の理由に基ける乎

之れを要するに貧民救助法の過去及び現在に於て如何なる結果を與へたりしと

又與へ居るを問はず益固く其の主義を取りて之れを捨つる能はざる所以に社會の根本たり基礎たる徳義心の發表たるにあり抑も社會建設の當時より文明開化の十九世紀に至る迄一日も徳義心を離れて成立つの社會なし人民智力の度淺く自愛他愛の徳義心に充分ならざる社會に於て之れを法律を以て脅迫せり即ち古代に於ては法律と道徳と殆んど其の範圍を同ふするを見るあり併しなから人民智力の度高尚に進みたる今日に於ては法律の僅かに道徳の一端を占むるのみ是れ豈に利己博愛心の進歩せる證據にあらずや斯る利己博愛の人民の集合体に何ぞ貧民救助法の如き慈善制度の發表せざるの理由ある可きや余輩は再三再四之れを打消んとするも能とざる可きなり若し夫れ不幸にして貧民救助法の撤去せらるゝ事あらば余輩は斷言して社會衰殘の兆なり滅亡の候なりと認めざる可からず何となれば斯の如き社會は只法律に觸れざらんことを恐れる人民の集合にして社會に正義を尊ひ特立獨行し自由の空氣を呼吸せんとする自主自立の人民即ち文明世界の人民たりと云ふ能はざればなり況んや古代蒙昧の時代に於てすら教徳の事風に國家の要務となれるをや

論者或は曰く貧民救助法の徳義心を有し自立心の發達せる社會に於て始めて行ゆる可し然れども如何にせん此の社會の人民は多くは法律の下に於て働くの人民にして法律に觸れざらん限りは私利を營むの集合躰なり故に汝の言の如き道徳心の發表たる眞の貧民救助法の夢にたゞも行われざるへしと余は殊に此の論者に向つて問はんとす然らば代議政体の如何抑も代議政体の人民公共の志を有し自己を愛し社會を愛するの衷情なくんば充分に行われざるなり否弊害多くして或は賄賂公行し詐偽行はれ政黨の軋轢等よりして不思議の危害を被ること歐米諸國に其の例を見るところなり故に論者の代議政体を廢す可しと云はざる可し否之れか完全を未來に期せるの人なるへし貧民救助法も文明制度たるに於て代議政体と其の要を同ふするものなり故に其の完全を未來に期せざる可からず「ミル氏曰く凡そ社會を進歩せしめんと欲せば其の當時に適する者乎或は猶ほ一歩を進める者を適用す可し」と余輩は此の主義を取る者也且つ其れ論者の現今社會の多數を以て私利に汲々たりとなせとも其の汲々たるは余輩か所謂自立心より起るものにして即ち自立する能はざるの耻つ可きを知れるよりして其の業に

勵むの人民にして單に法律に脅迫せられて爲すの人にあらざることを記認せざる可らず

論者又曰く貧民救助法果して人民徳義心の發表たらん何を苦んで一國の制度となし之れを行ふ事を要するや民間に於て自由に救助するに放任すへしと嗚呼談ざる哉言や蓋し論者の分業の利益を忘却し去りたる者と云とざるを得ず夫れ不規則なる繁雜なる不順序なる不手際なる不便利ある入費多き民間に之れを委托するの之れを彼の専門にして收入支出明瞭なる其の効力結果の知り易き規則正き整頓して手際よき費用少き貧民救助局に委すると其の良否孰れそや且つ夫れ救助なる者ハ社會一般の人民ハ社會の一部を救助するところの所謂統一事業なるか故に之れを社會の制度となす可きハ左も見易きの理ありとす

余ハ已に貧民救助の主義を充分に説明したりと信す然れとも顧みて世間の主義とすると此のを見るに實に種々あり就中最も顯著ある者ハ左の二種に過ぎず余ハ今聊か此の主義に向つて論駁を試みんとす

第一ハ貧民救助ハ邦國自然の義務にして苟くも邦國の一員たる者ハ其の邦國に

生存するの自然の權利ありと云ふにあり蓋し此の論たるや天賦人權なる者を見認むる者也天賦人權の事ハ暫く之れを措くとするも要するに斯の如き論ハ實に其の正鵠を誤る者と云ハざる可からず何となれハ之れを反對の点を論ずれば議論撞着して其の誤れるを証するに足れハ也蓋し余輩ハ邦國の下に生れ邦國の土地に住する以上の邦國に於て幸福を得可き者なり安りに他人の爲めに消費せらるゝの理由なし余輩ハ邦國に於て余の財産を所有す可き自然の權利ありと主張し得可きの筈ならずや要するに權利義務なるものハ人類相集りて郡をなし國を成すに至つて始めて主權者か定むるところの者にして天然の權利あり、義務ありとい實に據空の臆説たりと云ハざる可からず故に彼の自然の權利義務なる語ハ人々の解釋するに隨つて如何様にもなる可き也況んや之れを社會學上より觀察すれば社會創始の頃に當りてハ所謂一個人なるものハ權利あることなく其の生命財産悉く社會の權内にあり人智進歩して道徳心發達するに隨ひ一個人の權利なるもの増大するに於てをや此の主義の取る可からざるふと明かり徒らに革命を起し社會黨を勃興するの媒助たるに過ぎされハあり

第二の貧民救切の邦國に利あるか故に行ふ可しと云ふにあり然れとも論者殊に記憶せざる可からず貧民救助法ある者の利益を目的として設立する者にあらすして只一國社會に充滿せる徳義心、慈善心の結果なることを記憶せざる可からず夫れ教育不完全にして廉耻の心なく自立する能はざるの耻つ可き事を知らざるの愚民或は父母、朋友なき孤兒にして將來無智文盲とあり此の文明社會の自由民たることを得ざるか如き傾きあるもの其の他白痴、風癲、老衰、寡婦の如き精神上又は身体上の欠点ありて社會に自立し能はざるを憐むの餘り發生したるものにして決して利益を得んか爲めに設けたる者にあらざるなり要するに一種の義捐事業なりと云ふ可からず然るに之れを以て犯罪を豫防せんとし或は其の他の利益を得んことを欲するか如きは蓋し誤れりと云ふ可し思ふに斯の如き利益論ハ實に反對論を惹起するの媒介にして貧民救助法の封建制度の遺物あり地主か勢力を回復せんと欲して斯る瞞着主義の制度を建設し貧民等をして其の奴隷たることを甘せしめんと欲するの都合なる制度ありとまてに論結せしむるに至れり彼の「マルサス」等の如きも必竟貧民救助法の社會に害ありて利なしと云ふの

論者あり然れとも貧民救助法の利益を目的とするにあらす道徳心の發表たりと云ふに於ては何を斯る反對論の爲めに左右せらるることあらんや或人曾つて國會に於て論じて慈善とハ實に我懷中に自由に我隣人の手を置かしむることなりと云へり蓋し信なりと云ふへし

之れを要するに貧民救助の制度ハ決して貧民が社會に生存す可き權利あるか故に起るにあらす又一國の財産不平均を矯正せんか爲めにもあらす邦國に利益あるか爲めにもあらす只開明世界の人民ハ自立の心を有する者なり自己を愛し同く他人を愛する人民の集合体なるか故に彼の憐む可き無能力者等を救助せざる可からすと思惟するより發生する者なり

今此の編を終るに臨み一言せざる可からざることあり夫れ現今の日本の改革の時代なり建設的の時代なり市制、町村制發布せられ樞密院設置せられ遠からず又府縣制、郡制出でんとし憲法の出つる亦遠きにあらず此の時に當つて貧民救助の制度獨り忽せにすることを得んや是れ余輩拙文を以て大方の批評を乞はんとする所以なりとす但し之れを實施する方法に至りてハ随分思考を要することな

るか故に他日を待ちて再び論するところあらんとす

○監獄の改造に就き或る人の間に答ふ

正員 佐野 尙東

大日本監獄協會設立以來獄事上に關係ある人々の小生の許へ尋ね來られ治獄上の談話せらるゝこといと多くなりぬ、そか中に過る日某となん呼へる獄事に因みある人の訪らひ來て曰へるやう近頃東京府に於てハ警視廳監獄石川嶋分署改造の件に就き臨時府會を開かれたりとせん聞きぬ先きにハ大坂府監獄改造の議あり今又我が府下監獄の改造論起りぬ誠に我が邦の氣運ハ監獄改造に向ひしもの如く察せらるゝなり余ハ監獄改造のことに就きてハ意見を有すれとも姑く子か説を聞かん、あわれ一場の談話をなまてよど望まらるかまゝに小生も亦た監獄築造のことに就きてハ意見もあることなれハ言ハて措かんも腹膨くるゝまゝに談話をハ聞きぬ固より小生ハ意見ハ及ハすなからも總て學理上より論じ來るものなれハ或ハ實際上に背きたる廉々も多かるへき乎左れと小生ハ學理に拘泥す

るの誹りハ受くるも施政上の妨害とあることを言ふハ真心の肯せざるところなれハその豫ねて心得置かれたしとて遂に談話を初めぬ
 或る人の云へるやう監獄を改造するに就きてハ皆な夫れに理由のあることにて或ハ朽腐に堪へざるもあるへく或ハ衛生上に妨害あるもあるへく或ハ管理上に不都合なるもあるへくして一様ならざるか如しと雖も概して之を言へハ目今の場合に於て監獄を改造するハ必要なりや將た必要と云ふにもあらざるやと云ふことは是れなりと小生之に答へて改造ハ早晚之を要するにハ相違なければと目今の場合に於てハ改造せざる方然るへきか如し監獄ハ野蠻時代と文明時代とを問ハす皆な夫れ夫れに適當したる築造を遂げねハならぬものなり故に復讐主義の行ハるゝ時代にハ之に適當したる監獄を築造し破獄暴動等の患と避くるやう務めて堅固にすると云ふこと必要なるへく懲戒主義にハ之に適當したる監獄も必要なるへく感化主義にハ尙ほ更ら感化上に必要なる築造を爲すハ勿論のことなり

然れとも之を築造するに時あり試みに思へ目今の時の監獄築造の時なるか將た

否さるかを之を外にしての條約の改正てふ一大厄介あるにあらすや之を内にしてハ人民の困弊するものあるにあらすや此の時に當つて百萬の資を投して監獄を築造し了りたるの時に際して一朝治外の法權を棄擲し内外人民の混同雜居を爲すに當らハ外人たるもの彼の既築の監獄を觀て以て如何の感覺を起すへき乎外人にして從來の監獄を充分なりとしたる以上ハ敢て差支なかるへしと雖も若し不服を唱へて斯くの如きの監獄ハ歐米の人民に適當せずと云ふときハ如何是れ小生か杞憂に堪へざるところなり故に小生の今日の場合に於て之を築造するハ未だ其の時機の至らざるを恨むなりされと是非とも之を築造せねハならぬと云ふの必要あるに於てハ又之に屬する手段を施さるへからざるハ勿論なり故に今外國に於ける一例を舉げて築造の憤むへく決して匆率の考案を施すへからざるものあることを言はん抑も監獄築造のことに就きてハ獨逸と云ハ佛蘭西と云ハ特に會議を開きて充分なる研究を爲すを例とせり而して獨逸にハ司獄官會議と云ふを設け其の議員にハ司獄官、建築師、監獄學者、衛生家、醫師等を撰擧することとなす又ハ佛國に於てハ監獄高等議會と云ふを内務省中に設け内務大臣若く

ハ内務次官之か議長となり司獄官、宗教家、監獄學者、建築師、法律家、代官師等を以て之か議員に充つ又往年佛國カバ里府に在る某監獄を改造せんとせしときハ其の調査委員を設け之を歐洲大陸ハ勿論英米にまで派出せしめて充分なる調査を遂げしめたり然るに當時米國に於てハ晝夜監禁分房法と晝間雜居夜間分房法との二法最も盛んに行われ互に其の功能の競争中なるを以て之か爲め更に法學大博士トックヴェール及ヒボームンの二氏を派遣し充分なる研究を遂げしめ然る後始めて監獄の築造に着手したりと云ふ亦た以て匆卒の築造となさるを見らるに足るなり故に小生の我カ邦の監獄を築造するに就きてハ充分なる研究を遂げ然る後に着手するまゝと最も必要なりと信するなり

左れと小生ハ目今の監獄を改造すへしと云ふハ最も已むへからざるの際を指したるものにして其の時機の來るを待つと云ふハ小生ハ持説なり而して小生カ斯くの如き説を固持するハ謂わつて然ることなりをハ他にあらす則ち先つ司獄官を養成すること、教誨法を完全ならしむること、是れありとす此の二者ハ小生カ目今に於て是非とも之を實行せざるを得ざるものと信するなり若し此の二者に

て完全したる以上の監獄の粗造素より意とするところにあらす四人の制馭決して不都合あるべきを見ざるなり愛爾蘭法發明の祖先として獄事者流の尊崇を受けたるシロフトン氏云ひすや余か管理する監獄の周圍にハ屏柵を設けずと價値あるの言と云ふへし實に氏か管理したる監獄ハ教誨法ハ宜しきを得司獄官其人を得たること此の言を以て知るべきなり白耳義國の人トニセン氏の瑞典國万国監獄會議の時に於て陳述して曰く諸君ハ熱心に監獄の改良に就き其の方法を討論せられ極めて善良なる方法を發明せられざるハ余か常に敬服するところなり然れとも此の善良なる方法も之を其の任に堪へざるの司獄官に附するときは却て不善の結果を生ずるハ余か永き經驗に於て明白なり故に余ハ完全なる方法を以て不完全なるの司獄官に附せんよりの寧ろ不完全なるの方法を以て充分養成したる司獄官に附するの勝れるに若かすと信するありと小生も永く同氏か言を記憶して忘れず之を以て實際に驗するに感ずるところ特に少なからす小生か築造を後にして司獄官の養成と四人の教誨法とを先きにするへしと言ふハ全く此にあるあり而して司獄官如何にして養成し教誨法如何にして其の方を得べきや

と云ふに是れ亦た意見のあることなり司獄官の養成に就きてハ歐米にハ獄事學校の設けあり而して伊太利を盛なりとす又佛國メットライ矯正學校の創立者なるドメツス氏の如きハ夙に該校役員の養成せざるへからざるを知り此の學校を設くるの三四年以前に於て一の講習所を設け充分に其の取扱法を練習したる後始めて校舎を築造し感化生を入れしめたりと云ふ其の人を撰むに密なること斯くの如し且つ歐米の司獄官ハ概ね終身官にして尙ほ我が邦の裁判官陸海軍軍人に於けるか如く専門家となり居るなり教誨法のことに就きても亦た歐米に於てハ單に之を教誨師にのみ依頼し置かざることとなり居りて看守と看守長と典獄とに論なく皆な常に教誨師たるの精神を以て囚徒と接すると云ふ特に白耳義國の如きハ僧侶を以て看守に任し以て其の教誨と其の管理とを兼ね行はしめたりドメツス氏も亦た僧侶を以て矯正學校の役員に撰任するの必要を述べたり小生ハ單に歐米の事情にのみ心醉するものにあらす其の惡きハ惡しと云ひ善きハ善しと云ひ總て折衷斟酌を爲すの主義なれとも此の二者の如きハ最も我が邦に施用して鴻益ありと信するを以て斯くの答へぬと云ひしに或る人の曰く子の説

誠に可なるか如し未だ其の得失を考ふるに違わらずと雖も暫く參考になし置かんと欲するなり然れとも余か聞かんと欲するところハ監獄築造のことなれハ責めてハ築造の形状のみにても子か意見を聞かまほしと切望せり答へて曰く小生か可なりとするとこゝハ昔時歐米より行はれたる日光形の監獄にもあらず又十字形獄にもあらず去りとして丁字形獄若くハ長方形獄にもあらざるなり我れハ我が國の風土と地價と財源と材石とに適當したる一種特異の監獄を築造せんと欲するものなりと云ひしに或る人悦ハすして去る是に於て乎筆のまに／＼そか問答の顛末を書き綴りて會員諸君の教を請ふことハするなり

講義

○監獄學講義 (第二回)

正員 宇川盛三郎 東京

舊時ハ何事に於ても實際のみを主として理論を抛擲したるなり之に反し現今の社會に於てハ理論を主として反て實際を輕んずるの傾きあり爲めに理論を聞く時にハ熱心に之を贊賞すれとも愈々之を實行する時にハ忽ちに厭嫌を來たし或

ハ抛擲するの傾きあるなり理論上如何はと善美あるも實際に行ふこと能ハざるか又ハ行ふの時機至らざるものハ之を行ハすじて不都合なしと雖も實行を輕んじたるか爲め遂に理論を抛擲するハ何事にても不都合千萬なりと殊に監獄の如きに至りてハ實際の事業ハ九分九厘なれハ實行を輕んずるか如きことありてハ折角の研究も何等の効用無かるへきなり且つ學と稱ふるものハ古來の經驗に於て將來までも動かすへからずと認めたる原則を集めたるものなれハ即ち經驗なり經驗ありて學問出來すると云ふことハ片時も忘る可からず我か邦の往時に於てハ監獄事業ハ多く實際のみを主としたるか爲めに獄事に熱心するの度如何を問ハす不都合あることも随分ありしなり依て今日に於てハ理論をも併せ究め以て此の事業を整頓せんとす是れ即ち大日本監獄協會の務むへき本分なりと思考するなり

往時に處刑と稱へしものハ罪人を殺したり又ハ罪人を拷問したりすることなりしか世の進歩すると共に慈悲上又ハ宗教上より罪人の心を改良し再ハ善良の人として社會に歸復せしむるを勉むることに立ち至りたるなり而して此の事業ハ

一方に於てハ刑法を適用し又一方に於てハ罪人を矯正、感化するにあるものとす。我が邦に於てハ十年程前までハ監獄に關する理論少なきカ爲メ監獄の處置ハ罰するに云ふ一方に傾きたるか如し然るに近來ハ反動力とも云ふべきカ罪人を感化すへし、遂善せしむへしと云ふの議論沸騰し、これカ爲めに立法者の罪人の如き者を左様甘く取り扱ひてハ中々懲りざるものなり、感化主義と唱ふるものハ社會の秩序を維持するに反對するものなり、即ち社會を紊亂するの論者なりと云ふカ如き恐れを懐けりと歎と云へり、誠に感化のみを主張するも不都合なり、懲戒のみを主張するも不都合なり、監獄ハ宜しく懲戒をも十分に行ひ、過度と混する勿れ、教誨をも十分に施さざるヘからざるなり、然れハ懲戒を主張するところの立法者も、教誨を主張するところの慈善家又ハ宗教家も相共に連合して斯の學の進歩を計らざるを得ざるに左ハなくして我ハ懲戒主義なり我ハ教誨主義ありと唱へて互に分離し相争ふハ間違つたることと考ふるなり。

刑法の主義ハ其の罪を惡んで其の人を惡ます殊に刑の字義ハ人心改良と云ふこととに殆んと一定したる位のものなり、然れハ前に陳ふる道理にハ最早反對論者も

なかるへしと思考す

歐洲に於ても前陳の如き主義の争ひありたること少なからず、然れども今日にてハ最早斯くの如き争ひハ無きカ如し。

是れまで我が國に於て監獄事業の整頓又ハ進歩を計りたる人々少なからず、其の著しき者を舉ぐれば、山田顯義氏(司法大臣)ハ其の内務卿たりし時に監獄事業に盡力せられたること少あからず、又山縣有朋氏(内務大臣)ハ殊に監獄の整頓に盡力せらるるなり、其の他、清浦奎吾氏(警保局長)、石井邦猷氏(佐賀縣知事)、小原重哉氏(大審院檢事)、小野田元烈氏(長野縣書記官)、川合麟三氏(栃木縣書記官)の諸氏の如きハ或ハ監獄局に従事し、或ハ地方監獄に従事し、大に監獄の改良を計られたり、又各集治監典獄、副典獄及ハ各府縣典獄ハ其の實際上よりして監獄の進歩を促したること少をからず、佐野尙氏(本會庶務委員)、神谷彦太郎氏(内務屬)の兩氏ハ監獄に關する翻譯を爲し、又ハ著述を爲して、大に監獄學の進歩を輔くるの端緒を開かれたり、是れ等諸氏の盡力ありて、其の結果ハ朝野の人士をして監獄整頓の必要なることを十分に了解せしめ、遂に今日の大日本監獄協會の設立を來たしたるものと云ふへし。

右諸氏の外にも獄事に盡力したる者少なからすと雖も今、一々爰に掲名するの煩を取らざるへし

然れハ我カ邦に於てハ今日までの實驗と諸士の研究と又歐米の諸書とを參考して監獄學を組織すること敢て難からざるへし是れ此の講義を開く所以なり

監獄學の必要なることハ最早爰に喋々するを要せざるへし全國在監人の數を見るも七萬八千六百八十人明治十八年十二月三十一日調あり殊に再犯者の多きことハ各調書に就て日々に其の例を見る又内治外交の點よりするも斯の學の整頓するを必要とするなり

エウロッパの或る學者の調査に依れハ人員の増殖毎年百分の五とするときハ罪人の増加する割合ハ百分の五十なりと云へり是れハ國々に依て其れ、其れの調査を爲さざるを得ざるへきなれとも罪人の増加する割合ハ人員増加の割合より大なりと云ふハ確然たるか如し是れ今日までハ監獄の實効少なりしどころの一証あるへき乎

監獄の事業ハ第一ハ罪の大小に應ずる刑を制定する事即ち立法上の事業にして

第二ハ罪人の罪を處分する事即ち裁判上の事業なり第三ハ罪人を戒めて遷善せしむる事即ち道德上の事業ありとす然れハ監獄事業をして其の實効を奏せしむるにハ刑法其の宜しきを得裁判官其の人を得司獄官及ハ監獄教師其の人を得ると云ふこと必要あるへし斯の學の研究に於て右の諸事業を總括して大畧を陳ふへきところハ之れに止め細密に陳ふへきところハ十分に細論すへきなり一部分のみを切れ切れに講究するハ十分の効能あかるへしと思ふ

之を要するに監獄學の講義に於て主とすへきところハ既往の經驗に依り確然たるの原則を述へ而して現在及ハ將來に之を適用するを得へきことを研究し以て理論に止まる如きこと無からしめ徐々と犯罪の數を減少せしめ罪人をして監獄に恐るへきものなることを十分に知らしめ一旦罪に陥りたる者にハ今後法律を尊敬せざる可からざることを十分に知らしめ以て再ハ之を社會に歸復せしむるにあるへきなり

上來述ふるところの如きものあるを以て監獄學の責任たるや實に廣大なりとす

翻譯

佛國監獄法大意 (第五號の續き)

佛國 シー、ド、ラマルク氏述
正員 武田 英一 譯 東京

第三 府縣監獄

府縣監獄ハ分つて三となす收監場、留置場、輕罪監是れなり此の監獄の數ハアルジ
エリー殖民地にあるものを合せて三百九十三なりとす
地方に於てハ此の三監を合併して一監獄と爲すもの多し是れ其の當を得るもの
に非ず是れ等の諸監ハ必らず之を別々に設置し一監の内に於ても亦た在監人の
種類に依りて其の區域を別つべきなり
囚徒の種類 收監場に監禁すべき者の左の如し
一 丁年以上の刑事被告人
二 幼年囚

三 重罪、輕罪、違警罪に關する換刑(負債)の囚徒及び分散者
四 一年以上の輕罪犯にして他に押送前の者
五 押送中に係る通常囚徒
六 押送中に係る陸海軍囚徒
留置場に監禁すべき者の左の如し

一 刑事被告人
二 幼年囚

三 重罪裁判の宣告済みたる罪犯にして他に押送前の者
輕罪監ハ一年及び以下の輕罪犯を監禁する處とす

監獄行政區 收監場、留置場、輕罪監ハ全國を四十五に分ちたる監獄行政區に所属
す監獄行政區ハ一府縣又ハ數府縣を含むものにして其の管轄ハ一人の典獄に屬
し該典獄ハ區内知事の指揮を受くるものとす(千八百七十一年五月十一日內務省
令第一條)

此の四十五の監獄區中一區專任典獄の數ハ二十八人とし残りの十七人の中央監

獄の典獄に於て預るものとす(同上省令)
典獄の毎三ヶ月に一回其の所管監獄を巡閲するものとす然れども其の巡閲の度數の時宜に依り更に數回に及ぶことあり

分房監禁法 千八百七十五年六月五日の法律の府縣監獄に重要なる改正を施したり此の法律に依れり自今被告人の何の罪種たるを論せず晝夜分房せしめざるへからそ一年以上の禁錮に處せられたる者と雖も本人より出願して許可を得るとき亦た同様なるへし而して此の場合に於ては孰れも皆な府縣輕罪監に於て其の刑を執行せらるゝものとす(同上第一、第二、第三條)

分房監禁の法を以て其の刑の執行を受くる者にハ刑期四分の一を減すへし但し三月及び以下の罪囚にハ減刑を行ふことなし(同上第四條)

將來府縣監獄を改築し若くハ修繕するときハ必らず分房制の趣旨たるを要す(同上第六條)而して此の分房の制ハ自今監獄の改造ある毎に漸次之れ施行すへし(同上第八條)

府縣にして監獄を修繕し又ハ改築するときハ時宜に依り國庫より補助を與ふる

ことあるへし但し其の補助の金額を定むるにハ其の府縣の從來監獄に對して費したるところの金額と其の財政の景況と府縣附加税の収入とに準據する者どす補助の金額の如何なる場合と雖も成規の定額を起ゆるを得ず成規の定額ハ即ち附加税の收額二方法に満たざる府縣に於てハ建築修繕費の半額二方法以上四万法以下の府縣に於てハ三分の一四万法以上の府縣に於てハ四分の一なりとす分房制を施行する監獄内の制度及び囚徒の役業に關する事ハ追て行政規則を以て之を定むへし(同上第五條)然れとも目下の千八百四十三年八月十三日の省令を適用すへきものとす此の省令ハ即ち分房監禁の法を施行すへき府縣監獄の爲めに規程を定めたるものなれりなり(千八百七十五年八月十日の訓令)

新法實施の爲め内務省中に獄事高等議會を設け其の議員ハ特に獄事に力めたる人々より選任するものにして内務大臣の監督に屬し内務大臣と協同して新法實施の監督を任するものとす(千八百七十五年六月五日の法律第九條)

第五 幼年者懲治監

違警罪、輕罪、重罪を犯したる未丁年の男子、女子及び尊屬親より懲戒を出願したる

未丁年の男子、女子の其の懲治院にあると矯正院に在るとを問はず必らず皆な道徳上、宗教上及び職業上の教育を受くるものとす(千八百五十年八月五日の法律第一條)

善惡の辨別心なきに出て刑法第六十六條に依て不論罪となりたるも直ちに其の尊屬親に交付し難き者ハ必らず之を矯正院に送附して雜居法を以て嚴重なる規律の下に之を檢束し専ら農業及び其の他の工業に従事せしめ併せて初等の教育を授くるものとす(同上法律第二條)

矯正院に入りたる者にして其の年齢其の體質、其の入院前に習得したる技藝俱に能く工業に適當するものと認むるときハ院長より内務大臣に具申し其の許可を得て之を坐業に従事せしむることを得(千八百六十九年四月十日の章程第七十六條)

矯正院ハ又六月以上二年以下の禁錮に處せられたる幼年囚を拘禁す其の入院するや最初三月間ハ之を分房して坐業を執らしめ此の期限の終りに至つて院長其の品行善真なるを認むるときハ院内に於て農業に従事するを許すを得(千八百

百五十年八月五日の法律第三條)

佛國及びアルジェリヤ殖民地に懲治院なるもの若干を設く懲治院に入りて養成を受くる者の左の如し(同上法律第十條)

一 二年以上の禁錮に處せられたる幼年囚

二 矯正院に於て不從順者の宣告を受けたる幼年囚

幼年女囚同上の場合に於てハネヴェール府の監獄に附屬する懲治院に監禁するものとす(千八百六十八年六月二十四日の訓令)

女子矯正院に監禁すべき者の左の如し(千八百五十年八月五日の法律第十六條)

一 尊屬親より懲戒を出願したる未丁年の女子

二 十六歳未滿の女子にして禁錮に處せられたる者

三 善惡の辨別心なき者として不論罪となるも尙ほ尊屬親に交付せられざる

女子

男子矯正院及び女子矯正院の幼年男囚及び幼年女囚ハ行政規則に定めたる規定に従ひ遷善の實を試みんか爲め假出院を許さるることを得(同上法律第九條及び第

十五條

矯正院に必要す監督委員の設けあり其の男子矯正院に係るもの知事代理人所在地僧正の指名したる僧官一人府縣會議員二人治安裁判官一人より成る但し此の裁判官の其の同僚より推選するものとす

女子矯正院の監督委員の所在地僧正より指名したる僧官一人其の府縣知事の指名したる貴婦人四人より成るものとす(千八百五十年八月五日の法律第八條及び第十八條)

アルジョネリー殖民地に設置したる矯正院の監督委員は其の縣知事の指名するところにして其の定員を五人とす(同上法律第十二條)

(未完)

○作業の如何なる種類に囚徒を使役すへき乎

囚徒をして作業に勉せしむる爲めに如何なる奨励を用ゆへき乎此の論文の千八百七十二年の龍動萬國監獄會議に呈したるものに係る

英人 フレデリック、ヒル氏述
正員 久野 三吾 譯 東京

監獄規律の事に付き初めて特に余の注意を集めし時即ち我が國に於て始めて監獄検査官を設けたる其の法令(其の設置以來今殆んど四十年を過くに依て余が該官に任せられたるときより余の善良なる監獄の依て以て生活するところのものに有用なる藝業上生産上の作業に在りと主張したりき余の後來の経験及び他人の経験よりして得たるところの智識の益々余の此の信用を堅くせり蓋し此くの如き作業の人情の然りとするところなるのみならず他の多くの利益と共に徳義修練の最も確實なる手段たるの利益あるものなれりなり
生産上の監獄労働に關し好結果の今日實際に收得せらるること果して幾何なる乎

此くの如き労働の實地に行はるること其の廣狹果して如何
右二問の實に余が研究せんとするところの問題たり然れども此の研究を爲すに先ちて余の茲に生産労働を主張するところの重なる議論の大要を穿鑿すへし

- 其の主張者の左の説を爲す
- (一) 此くの如き使役の天然に適するものなり故に恐らくの老幼を問はず各人の心に於て直ちに嘉納せらるべきものならん而して抵抗者に反對して舉証すべきの功績頗る多し
- (二) 生産労働に依るときは犯罪者の逮捕、糾問及び拘禁に關する費用を社會に賠償し得ること多し又少なくとも特に害を與へし人に對して若干の賠償を爲すことを得へし
- (三) 此くの如き使役の監獄作業に關する總ての嫌惡及び自ら賤み自ら侮るの思想を除却す何となれば囚徒の心に作業に關する愉快の念を起さしめ彼れをして作業の尊敬するに足るものたるを知らしむるの傾きあれなり
- (四) 此くの如き使役の第二項に記載したる賠償を爲すの外に其の囚徒に自己の親族を扶助し及び其の放免せらるるに當てり移住の費用又り自國に於て生業を營むの手段を與ふへし
- (五) 拘禁の間に實際に生産の作業を爲したる囚徒の其の放免せらるるに當てり生産

作業を爲さざりし囚徒に比すれば正當なる生業を營むるに於て一層能く準備せらるるなり而して此くの如き囚徒の再犯することの稀なる事實に徴して然るところとす

右に掲げし事項の第一(即ち生産作業の天然に適するものと)の強ち辨するを要せざるへし故に余の直ちに第二項(即ち此法の如き労働に依るときは犯罪の爲めに要する費用を多く罪人自身に於て賠償し得ること)に移らん抑も余の第一に自身の經驗せしところに依て余の監督の下に在りし囚徒に付き極めて費用の僅少なりしもの活潑なる藝業労働を爲せし者あることを顯かに證明するあり此の事も余が連續して十二年間監督を擔任し其の作業の一般に藝業労働なりしスコットランドに於て特に然りとす余の曾て余の報告書の一に於てグラスゴー(スコットランドの地名)に於ての六ヶ月以内の刑期を以て拘禁されたる如き斯かる總ての囚徒と雖も只家賃を除くの外、吏員の俸給其の他の總費用を包括するところの監獄の費用を償ひしことを記載したる

イン氏の書に依れハ生産作業の最も多く行ハる「ポルトランド」ホルツモース及
 「チャサム」(其に監獄の名)に於てハ其の囚徒カ自分の總費用を賠償するのみならず尙
 餘裕を生ずることを記したり

其の他「イルランド」なるスバイク島の獄ハ殆んど其の作業の利益を以て之を維
 持シカルカッタ(地名)の近隣なるアリホール(地名)の監獄ハ作業の利益其の維
 持費に超過す尙ほ又ローワー、ベンガル(地名)の監獄總監を數年間務めたるド
 クトル、ムーアト氏の其の所管監獄の過半ハ工業に於て使役するところの各囚の
 利益其の總費を贖ひしむとを公示せり歐洲大陸の監獄中某なるものも亦た殆ん
 ど其の利益を以て其の入費を支ふるまゝと余の信するところなり

然りと雖も此の事に付き最も大なる進捗を顯ハしたるハ亞米利加なり而して特
 に此の數年間に於て著しとすマサチウセツ州なる州立慈善會會員サンボルン
 氏の著書に依れハニウ、イングランド(米國の數州を總稱する語なり)に在る六箇の
 州獄(重罪獄)ハ昨年間に右六箇にて監獄の總費を償ひたる上、殆んど合金七千「ボ
 ン」の餘裕を生じ又「ハヨウ州」の州獄に於ても殆んど同様の餘裕を生せしと云ふ

此の喜んへき結果ハ單に州獄のみに限らざるなりサンボルン氏の如きも其の費
 用を自支するものとして種々の郡區獄を舉示し其の他ニウヨルク州の監獄勞役
 調査委員ハ客年に於て報告して曰ク「プロクチャー」氏の熟練なる管理の下にある「
 シガン」懲治獄に於てハ其の拘禁時限の平均僅か九十日なるにも拘らず殆んど三
 百名の囚員ハ其の總費用に越へて一年間に三千乃至四千「ポンド」の餘裕を贏すと
 又サンボルン氏の著書にハ左の如き面白くして且つ有益なる章句を載せたり
 歐洲の監獄に於て普通あるところの刑罰(即ち苦役)と藝業、勞働との區別ハ亞米
 利加の監獄に於てハ殆んど廢棄せらる抑も苦役なる語ハ尙ほ吾人の法律に於
 てハ之を見ることありと雖も、處刑を受けたるものハ勞働ハ總て藝業上のもの
 にして數多の監獄に於てハ甚だ利益多きなり彼の「トリキドミル」「クランク」
 「ショットドリル」(共に艱難ある役の名なり)其の他の苦役ハ北米合衆國の監
 獄に於てハ一も之なきなり之に反して合衆國に於てハ藝業、勞働の種類にして
 監獄内に行ハれざるもの實に甚だ稀れなりアラバ州及ヒテキサス州の囚徒
 ハ鐵道を布設シ「シシッピイ州」の囚徒ハ綿花を作り「テンチッシイ州」及ヒニウ

譯

警察上犯罪人取扱を萬國同一ならしむるの方法

(四二)

ヨルッ州に於てハ重にも鑛物を採掘す其の外數邦の囚徒ハ庭園又ハ田を耕耘す又材木草及び金屬に關する工藝殊に多し即ちナールン獄(ニッホルクに在るもの)に於てハ廣く農業器械を製造しヲハヨ一州の獄に於てハ其の囚徒を鞍工、車工及び鉄工に使役しフヒラデルフヤに在る分房獄ハ房内に於て作業を爲すを以て其の種類ハ重にも坐作にして靴造り、裁縫及び木材に關する細工の類としマサチウセッ州に於てハ裝飾に用ゆる鉄細工、拂子細工、縫物器械にての裁縫を通例の作業と爲しメーン州の獄に於てハ其の監守者我り典獄に似たりハ車工なるを以て囚徒に此の作業を執らしむ斯くの如くなるを以て我カ監獄に於て行われざるところの藝業ハ實に甚た稀れなるなり譯者曰く以下の餘り必要ならざるを以て之を畧せり

○ 警察上犯罪人取扱を萬國同一ならしむるの方法

佛國 フエルナンド、デーポルト氏著

正員 佐野 尚 譯 東 京

譯

警察上犯罪人取扱を萬國同一ならしむるの方法

(四三)

夫れ不良少年の矯正固より犯罪豫防上に欠くへからずと雖も万國の警察をして眞正の目的に依らしめ且つ之に與ふるに完全なる權利を以てし警察官をして犯罪人と取扱ふの方法を同一ならしむること犯罪豫防上、最も必要なるへし瑞西人ギイヨーム氏の言に曰く假令刑法ハ如何に監獄上の目的に適し實施上の經驗に依て改良を爲したりとするも犯罪を豫防し且つ之を搜檢するを以て目的とする最善なる警察カ與ふる効益ハ殆んど一步を譲らざるを得ざるへしとギイヨーム氏曰く茲に一人の惡漢ありと假定せんに彼れ惡事の企てを爲したるときに於て之に刑罰を加へんよりの寧ろ彼れカ眞の犯罪を爲したるときに當りて其の不意に乗して之を捕獲する事警察上の事務を最善かる方法に依て命令し又ハ之を解説し若くハ實際上其の良否を驗する事、警察官を特に注意して撰擇する事、萬國相協同して及ふへき丈け同一の主義に依て警察上の取扱ひを施すへき事、眞正なる方法に依て決定したる警察上の意見ハ之を萬國警察官に相傳へて互に其の利益を圖るへき事、重罪犯を精密に探查し速かに之カ引渡を爲すへき事、同一なる規則に基きて一般に前科録を萬國に行ハしむる事等の如きハ實に犯罪防

制上頗る有益なるものなりと

ギイヨーム氏の説一たび出てしより輿論の之を想像架空の妄説にして實際上其の效益なきものとし辨駁を試むるもの許多ありしと雖も之を經驗するに及びて氏の説の誤らざるを認知し今日に於ては嚮きに氏を攻撃したるものと雖も遂に己れの非を覺どりて氏の軍門に歸服するに至りたり

英人バケル氏の四十年の永き年月を以て諸國の監獄を巡覽し學理上と實際上との經驗を兼ねたるの老練家なるか氏の言に曰く威力と矯正との監獄上に於ける效用如何を研究したるの余か曾て注意中の一大効果たり又完全なる方法に依て組織したる警察の監獄よりも善美なる影響を社會に及ぼすものありと故にバケル氏の常に左の言を爲せり曰く警察上のものとたる頗る困難なるものな

れり或の半途にして其の事業を中止するものもあらん故に警察官の其の才智の衆人に秀てざるへからざるの勿論普通の人民と自ら異別あるの人物を得るを以て最も必要なりとす現に我か英國に於て實見するか如く真正の國民の自ら平凡ある人民と生活を異にし且つ人生四十歳に達するときは經驗と熟練との爲めに

自然最良の保護者とあるの資格を有するか故に世人の信用と尊重とを受くべきものあり故に余の斯くの如き人を得て警察官とあさんみと特に希望に堪へざるとよろなり然れども余は是れを以て足れりとせず尙ほ進んで得んと欲するもの警察長の人物に在り余の左の如き人を得んまを望めり即ち其の人久しく陸海軍の兩省中に奉職して衆人を指揮監督するに練熟し且つ高等官たるの教育を受け卓越ある智識を具し公正なる志慮ある人は是れありとす

萬國をして警察上善良ある結果を得せしめ且つ警察事業をして萬國同一ならしめんと欲することの頗る警察長の人物に關係を有するものなり何とあれ警察事業の同一の之に従事する諸官吏の主義と其の規則との同一を得るにあらざれば固より良果を生すべきものにあらす而して其の斯くの如くあらんことを欲せし各警察長の指揮監督の一致和合すべきことを要すべしなり

(未完)

通 信

○舊時に於ける刑罰の種類及び其の執行法 (第四號の續き)

- 一本罪より一重き御仕置 中退放の重退放、輕退放の中退放、江戸拂の輕退放、所拂の江戸拂右の輕重心得へき事
- 一本罪より一重輕き御仕置 死罪の遠嶋、重退放の右に准す
- 一門前はらひ 奉行所門前より拂ひ遣はす
- 一奴 望のもの之あり候へ遣はす
- 一退院の者の寺へ返へさす門前より直ちに拂ひ遣はす退院の住居候寺を立退くへく申渡し、宗構ひの其の宗旨を構ふ
- 一一派構ひ候の同宗にても外の派に成り候得の構ひなし
- 一改易 大小渡し宿へ返し夫れより立退き申付く(但し家屋敷取上(け家財構なき事))
- 一閉門 門を閉ち窓塞き釘しめに及はす(但し病氣の節夜中醫者を呼び候義並に出き休候ハ立退き其の段支配へ斷られ申達す)
- 一逼塞 門を立て夜中潜かに目立たざる様通路苦しからす
- 一遠慮 門を立て潜かに引き寄せ夜中目立たざる様通路苦しからす
- 一戸しめ 門を貫木を以て釘しの又押込めり他出致さす戸を立て籠め置く

- 一敲き 數五十、重さの百、但し窄屋敷門前にて肩、背、尻を掛け檢使役人遣はし窄同心に敲かせ候事、町人の其の家主、名主、在方の名主、組頭呼ひ出し敲き候を見せ候て引渡し遣はす、無宿の窄屋敷門前より拂ひ遣はす
- 一入墨 窄屋敷にて腕廻り巾三分、貳筋、入墨の跡癒へ候上にて出窄、手鎖の其の掛りにて手錠懸け封印五日目改め、百日手鎖の分隔日改め
- 一過料 三貫文、五貫文、重さの十貫文、二十貫文、或の金二十兩、又の三十兩、身上に應し持高に准し定日三日の内納めさせ申すへ候事(但し至て輕き身上の者過料差出し難きハ手錠)
- 一二重御仕置 過料の上(戸しめ) 役義取上げ、過料敲きの上退放、入墨の上退放、所拂敲き、餘の右に准す
- 一八丈島、御藏島、南嶋への流人の三宅嶋まで差出し嶋守へ相渡し夫れより順風次第右南嶋へ遣はし候事
- 一遠島の者船中にて病死致し候節御關所前に候へし死骸番人へ見分致させ其の所へ片付け候事(但し御關所越へ相果て候ハ其の所に死體片付け名主並に寺院證文申すへき事)

一御目見以上の浪人並に女流人の船中別園にて差遣ひし候事
 一言人御仕置 遠嶋追放等成るへき科の親類へ預け居村町内より外へ猥りに出
 す間敷き旨申渡す

一座頭の惣録へ科の次第申し聞け座法の通り申付くへき段申渡す
 一非人手下の穢多彈左衛門立會非人頭へ渡す

一遠國非人手下の其の國へ遣はすべくと申聞かせ彈左衛門へ渡す
 一非人御仕置 穢多彈左衛門へ仕置申付くへき旨申付く(但し遠國非人の所の穢多頭へ仕置申付け候様

申渡す

(完)

右 正員 深井鑑一郎 報す 東京

本會記事

臨時總集會

左の二件の爲め十月廿七日(土曜日)午後正二時より東京駿河臺南
 甲賀町十一番地明治法律學校講堂に於て臨時總集會相開き候に付き此の段正員各位に報道す

一公撰議員十人撰擧の事

一細則第二條の主幹一人とあるを主幹二人と改正する事

●入會 去る九月三十日の調査に依れり入會者の數二千九百八十二名に達したり爾來尙ほ日々に入會の申込あり

●寄附 正員京都西本願寺教學科長武田篤初氏の本會資金の内へ金五圓を寄附せられたり

●出張 埼玉縣司獄官の發起にて埼玉縣獄事研究會と云ふを設け以て同縣獄事の改良進歩を計らんととの趣旨にて今、十月七日浦和監獄に講義會を催されたるか同日の主幹宇川盛三郎氏其の請に應じ監獄學講義の第一回を開かれたり

●會告 本號第一頁の會告にある如く會費其の他の送金の總て庶務局長石澤謹吾氏宛にて東京千住郵便局へ御振込み相成度此の段再應會員各位に公告致し候事

●又 本號の去月中發行すへきのとふろ今、十月に遅延したり會員諸君幸に之を諒せられたし

●入會

大島 謙 石上 律示 塚本多七郎 澁谷 良萬 藤本 勝彦

●正員

尾崎榮太郎 明石 義照 伊佐 定造 村上 專精 松本 神量

●東京府

森作 要造 小倉 常祐 印南 於兔吉 ●愛媛縣 堀口 德太郎

●宮崎縣	小國 七年	伊藤 鉄太郎	根岸 源吉	山本 善之進	(未完)
●神奈川縣	津久井 鉄五郎	高田 吟太	高橋 昶	島野 信成	小林 安之助
●北海道	坂根 朝吉	倉橋 久穂	金子 勝三郎	佐治 惇義	大須賀 衆善
●群馬縣	小川 豐太郎	白川 平治	富安 銀平	宮津 監獄	松尾 定勝
●北海道	瀨川 虎次	西村 務	赤尾 竹松	覺本 謙	市橋 林彌
●石川縣	齊藤 欣二郎	赤尾 竹松	齊藤 武次郎	山田 長次郎	河合 佐藏
●京都府	伊藤 宗治	若田 庄藏	若田 庄藏	●京都府	三村 惣太郎
●京都府	淺田 長兵衛	皆川 俊盈	皆川 俊盈	●京都府	矢野 五郎左衛門
●京都府	栗原 源三郎	神田 義喬	神田 義喬	●京都府	中村 右膳
●京都府	土居 榮明	前川 映歐	岡林 常樹	瀨尾 庫太郎	瀨尾 庫太郎
●京都府	古溪 玄仲	深津 包佛	長谷川 永太郎	池田 實	池田 實
●京都府	中野 正宜	菊地 彌市	河野 胤山	千葉 專城	千葉 專城
●京都府	鈴木 元士	小川 順次郎	●宮崎縣	小國 七年	伊藤 鉄太郎

●會告 會費ハ自今左の名宛を以て御送附相成度此の段正員各位に廣告致し候事

送金書狀宛名

東京集治監官舎

石澤謹吾

郵便爲替振込み先さ

東京千住南組

千住郵便局

庶務局長 正員 石澤謹吾

調査局長 正員 宇川盛三郎

主幹(事務) 正員 宇川盛三郎

大日本監獄協會役員 主幹(會計) 正員 關長 膺

庶務委員 正員 佐野 尙

調査委員 正員 武田英一

調査委員 正員 深井鑑一郎

庶務補佐員	正員	柳澤勇喜
庶務補佐員	正員	小林益三郎
庶務補佐員	正員	飯島美敬
出版主任	正員	寺井宗平

明治廿一年五月三日版權登錄

明治廿一年十月十九日印刷

明治廿一年十月二十日出版

發行兼編輯者

東京本郷區兩門町十二番地寄留

深井鑑一郎

印刷人

東京淺草區並木町二十二番地寄留

寺井宗平

發行所

東京本郷區弓町壹丁目二十一番地

大日本監獄協會假事務所

(遞信省認可)

(東京並木活版所印行)